

# 受注管理体制の整備に関する規則

(2018年 7月30日 制定)

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本規則は、会員における仮想通貨の売買等及びその他の仮想通貨関連取引の利用者からの注文受付及び約定処理(以下、これらを総称して「受注管理」という。)に関し、適正な業務運営を行うために必要な事項を定めることにより、会員における受注管理の実施に係る体制(以下「受注管理体制」という。)の整備を図ることを目的とする。

## 第2章 体制の整備

### (社内規則の制定)

第2条 会員は、取引の受注管理に関して、次の各号に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。

- (1) 利用者による不適切な注文の排除に関する事項
- (2) 役職員による不適切な注文受付及び約定処理の排除に関する事項
- (3) 取引の決済代金又は決済に用いる仮想通貨の受領に関する事項
- (4) 注文受付時における注文内容の確認に関する事項
- (5) 注文の受発注制限に関する事項
- (6) 注文の受発注制限の解除に関する事項
- (7) 表示価格及び約定価格の生成等に関する事項
- (8) 約定処理に関する事項
- (9) 受注管理に関する業務(以下「受注管理業務」という。)に係る適切な人員配置及び研修等に関する事項
- (10) 受注管理体制の監査に関する事項
- (11) その他会員が必要と認める事項

### (責任部門等)

第3条 会員は、前条で定める社内規則その他本規則に定める受注管理業務を担当する部門(以下「受注管理部門」という。)を設置しなければならない。

- 2 会員は、受注管理業務に携わる役職員の業務適性を確認し、かつ、適切な人員を受注管理部門に配置しなければならない。
- 3 会員は、受注管理業務が適切に行われるように、当該業務に従事する役職員に対し、適宜、教育研修及び業務指導等の実施に努めなければならない。
- 4 会員は、受注管理部門並びにその責任者及び担当役員を、「不適正取引の防止のための取引管理体制の整備に関する規則」第3条に定める取引検知部門(以下「取引検知部門」という。)から独立させるものとし、受注管理部門と取引検知部門が相互に牽制が図れる体制(役職の兼務の禁止を含むがこれに限られない。)を構築しなければならない。

(受注管理体制の実効性の確保)

第4条 会員は、受注管理業務が社内規則に基づき適切に行われたかについて、「不適正取引の防止のための取引管理体制の整備に関する規則」に基づいて、取引検知部門や内部監査部門等をして、定期的に検査しなければならない。

- 2 会員は、受注管理業務において発生した利用者とのトラブルについて、その内容及び発生理由を究明し、今後の対処方法を検討し、業務改善に努めなければならない。

(不適正取引の防止)

第5条 会員は、利用者によって「不適正取引の防止のための取引管理体制の整備に関する規則」第8条に定める不適正取引が行われないよう取引の受注管理に努めなければならない。

### 第3章 注文受付

(業務の取扱時間)

第6条 会員は、利用者からの取引の注文を受け付ける営業日及び営業時間を定め、利用者に周知しなければならない。

- 2 会員は、前項に定める営業日又は営業時間に営業を休止する場合には、あらかじめ利用者にその日時を周知しなければならない。

(注文内容等の確認)

第7条 会員は、利用者からの注文の内容及び当該注文が当該利用者の資力等に照らして適切であるかの確認を行わなければならない。

- 2 会員は、取引を行うに際してあらかじめ利用者から預託金又は取引証拠金を徴求する場合には、当該利用者から徴求した預託金又は取引証拠金の残高が、利用者からの注文に係る取引の決済代金又は必要となる証拠金に不足しないかの確認を行わなければならない。

(注文伝票)

第8条 会員は、利用者からの注文を記録した注文伝票（電磁的記録によるものを含む。以下同じ。）を作成し、7年間これを保管しなければならない。

- 2 会員は、利用者の氏名又ID、注文を受け付けた時刻、注文の内容、約定結果、注文を受け付けた担当者の氏名（当該担当者が存在しない場合にはその旨）その他必要な情報を注文伝票に記録しなければならない。
- 3 会員は、電子情報機器を介して自動的に受注する仕組みを用いて注文を受け付ける場合には、可能な限り最少の時間単位をもって受注時刻を記録し、注文伝票としてそのデータを保管しなければならない。

(注文訂正)

第9条 会員は、利用者から注文の取消し又は注文内容の変更を受け付けたときには、当該取消し又は変更前の注文内容、変更後の注文内容その他必要な情報を記録した訂正伝票（電磁的記録によるものを含む。）を作成し、7年間これを保管しなければならない。

- 2 会員は、電子情報機器を介して自動的に注文の取消し又は内容の変更を受け付

ける仕組みを用いて注文訂正を受け付ける場合には、元の発注情報が容易に検索できるようにデータを整理し、これを保管しなければならない。

3 会員は、注文の取消し又は注文内容の変更を役職員の判断によって強制入力する場合には、あらかじめ定める強制入力の承認手続きによりこれを行うものとし、強制入力を行った者及びこれを承認した者、強制入力を行った時刻及びその内容その他必要な情報を記録し、かかる情報を、強制入力による処理とそれ以外の処理とが容易に判別できる状態をもって保管しなければならない。

4 会員は、前項に基づいて強制入力を実施した場合には、速やかに取引検知部門に対して、強制入力を実施した旨及びその内容を連絡しなければならない。連絡を受けた取引検知部門は、当該強制入力が適正な判断により行われたものであったかを検証の上、会員及び役職員による不適正な処理が判明した場合には、「不適正取引の防止のための取引管理体制の整備に関する規則」第6条第3項に基づき、直ちに取締役会その他これに準ずる意思決定機関に報告するものとする。会員は、当該意思決定機関の関与の下、再発防止策その他必要な措置を講じるものとする。

(発注制限)

第10条 会員は、利用者からの注文に関し、次の各号に掲げる制限について、会員において適切と認められる水準をあらかじめ設定するなど適正な受注環境を維持するために必要な措置を講じなければならない。

(1) 一定の規模を超える注文について、発注を不可とする制限

(2) 一定の規模を超える注文について、発注を行う前に管理者（次項に規定する管理者をいう。）による発注制限の解除に係る承認を必要とする制限

2 会員は、前項第2号の注文の発注制限の解除の承認を行うことができる者（以下「管理者」という。）を設置しなければならない。

3 管理者は、利用者からの注文の内容について確認の上、適切と判断されるものでなければ、発注制限の解除を承認してはならない。

#### 第4章 約定処理

(約定処理)

第11条 会員は、利用者からの注文を約定処理する際の基準を定めなければならない。

2 前項の基準は、次の各号に掲げる事項を含むものとする。

(1) 利用者からの注文受付の認識時点に係る事項

(2) 利用者の注文を約定処理する順序に係る事項

(3) 表示価格及び約定価格に係る事項

(4) 利用者の注文の全部又は一部の失効又は約定処理の留保に係る事項

(5) ロスカット取引の執行に関する事項（仮想通貨の証拠金取引を行う場合に限る。）

(6) 約定処理の一時中断後の再開時における約定処理に係る事項

(7) その他会員が必要と認める事項

3 会員は、競争売買取引以外の方法をもって、仮想通貨の売買等に係る注文を約定処理する場合には、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 利用者からの注文に係る約定処理により発生するスリッページが、当該利用者にとって不利な場合には、当該スリッページが発生する価格を用いて約定処理する一方、当該利用者にとって有利な場合には、当該スリッページが発生する価格に替えて当該スリッページが発生しない価格を用いて約定処理すること。
  - (2) 利用者からの注文に係る約定処理により発生するスリッページが、会員があらかじめ定めた範囲内のときは、当該スリッページが発生する価格を用いて約定処理する場合、当該範囲を当該利用者にとって有利な方向よりも不利な方向に広く定めること。
  - (3) 利用者からの注文について、スリッページが発生する価格を用いて約定処理する数量を会員があらかじめ設定する場合、当該数量を当該利用者にとって有利な場合よりも不利な場合に大きく設定すること。
- 4 会員は、本条の定めに従い、利用者からの注文を約定処理するための電子情報処理組織を整備し、その保守点検に努めなければならない。
  - 5 会員は、前項の保守点検を行った場合には、その結果を記録し、3年間これを保存しなければならない。

#### (約定処理の制限)

- 第12条 会員は、利用者からの注文に係る約定処理において、利用者全体の注文状況その他のやむを得ぬ理由により、あらかじめ利用者との取引に係る契約により示された取引価格又は取引数量に係る条件と異なる制限を一時的に設ける場合は、その内容及び制限期間について、速やかに利用者に告知しなければならない。
- 2 会員は、前項により一時的に制限を設けた取引条件を解除する場合には、その旨を速やかに利用者に告知しなければならない。
  - 3 会員は、第1項による制限措置を行った場合には、当該制限措置の理由及び制限措置を解除した場合にはその理由を公表しなければならない。
  - 4 会員は、取引の制限措置及び解除に関する決裁権を有する者及び決裁手順をあらかじめ定め、当該定めに従って制限措置の発動及び解除を行わなければならない。

## 第5章 取引価格

### (実勢価格からの乖離の防止)

- 第13条 会員は、自社の取り扱う個別の仮想通貨について、実勢価格と認めるデータをあらかじめ特定の上、自社における当該仮想通貨の取引価格が、当該実勢価格から著しく乖離することのないように、取引価格を常に監視しなければならない。
- 2 会員は、自ら取引価格を決定する場合又は会員が契約する特定の第三者をして取引価格を決定させる場合には、取引価格が実勢価格に準拠していると判断できる範囲をあらかじめ設定するものとし、取引価格が当該範囲を超えて実勢価格との乖離が生じた場合には、注文受付及び約定処理を一時中止するなど利用者保護のために必要な措置を講じなければならない。

### (価格急変防止措置)

第 14 条 会員は、次の各号の方法のうち、当該会員の業務内容に応じて適切と認められる方法により、取引価格の急変を防止するための措置の導入に努めなければならない。

- (1) 取引価格の急変時において注文受付又は約定処理を一時的に中断する方法
- (2) 注文受付時又は約定処理時の取引価格に上限及び下限を設定する方法
- (3) 大量の成行注文又は直前の取引価格から著しく乖離する取引価格による注文を受け付けた場合には、約定時の取引価格の価格帯を一時的に制限し、所定の単位時間を経過するごとに価格帯を更新する方法
- (4) その他会員が取引価格の急変を防止するために有効と考える方法

(取引データの保存等)

第 15 条 会員は、取引価格の推移を検証するため、取引価格のデータを 3 年間保存するよう努めなければならない。

- 2 利用者から取引価格の説明を求められた場合には、前項に基づいて保存したデータを参照の上、具体的かつ適切に説明しなければならない。

## 第 6 章 注文受付等の停止

(システムトラブルによる注文受付等の停止)

第 16 条 会員は、受注管理業務を行うシステムに障害が発生し、注文受付又は約定処理が、遅延又は停止した場合には、その発生を直ちに利用者に告知しなければならない。

- 2 会員は、前項による遅延又は停止が長くとも 1 分以上継続した場合には、システム障害として認定しなければならない。
- 3 会員は、法令に従いシステム障害報告を行うとともに、その写しを協会に提出しなければならない。
- 4 会員は、システム障害の内容について、次に掲げる区分に従い、次に掲げる事項を、自社のウェブサイトその他利用者が容易に閲覧可能な伝達手段を用いて公表しなければならない。
  - (1) 1 回あたり 10 分以内のシステム障害
    - イ 月間の発生件数及び発生時間
    - ロ 主なシステム障害の内容及び発生理由
    - ハ 改善状況
  - (2) 1 回あたり 10 分を超えるシステム障害
    - イ システム障害が発生した旨（発生後 24 時間以内に公表すること）
    - ロ システム障害の内容及び発生理由
    - ハ 対応状況及び改善状況
    - ニ 再発防止に向けた取組み

## 第 7 章 禁止行為

(架空名義取引等の禁止)

第 17 条 会員は、利用者が本人以外の名義を使用していることを知りながら、当該利用

者からの注文を受け付けてはならない。

- 2 会員は、利用者以外の者が、利用者になりすまして取引の注文を行うことを防止するための措置を講じなければならない。

(虚偽・偽計・偽装の禁止)

第 18 条 会員及びその役職員は、取引の受注に際して、虚偽の事実を告げてはならない。

- 2 会員及びその役職員は、取引の受注に際して、虚偽の表示をし、又は重要な事実につき誤解を生じせしめるべき表示をしてはならない。
- 3 会員及びその役職員は、取引の受注に際して、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をしてはならない。
- 4 会員及びその役職員は、利用者からの取引の注文を誘発するために、利用者に対して、当該会員において取り扱っている仮想通貨の取引が、実際よりも活発に行われているかのように見せかける表示をしてはならない。

(ノミ行為の禁止)

第 19 条 会員の役職員は、利用者からの取引注文を会員に通さずに、他方で当該利用者に対しては当該注文を会員に通したかのように装って、自らが相手方となって取引してはならない。

- 2 会員は、当該会員の利用者との間で、自らが相手方となって仮想通貨の売買等の取引を行う場合には、利用者にあらかじめその旨を明示した上で、当該利用者の同意を得なければならない。

(無断取引の禁止)

第 20 条 会員及びその役職員は、あらかじめ利用者の同意を得ずに、利用者の計算によるを行い取引を行って受注してはならない。

- 2 会員及びその役職員は、銘柄、数量、価格、受注した注文の発注のタイミングその他取引を受注するに際して必要となる情報の全部又は一部について利用者の意思が不明である場合において、当該不明な情報を利用者に無断で補い約定処理してはならない。ただし、当該不明な情報を会員が補うことについて利用者の同意があり、かつ、会員による不適正な約定処理が行われるおそれがない場合はこの限りではない。

(利益供与等の禁止)

第 21 条 会員及びその役職員は、取引の受注に際して、利用者若しくはその指定した者に対して特別の利益の提供若しくは保証を約し、又は利用者若しくは第三者に対して特別の利益を提供若しくは保証してはならない。

(遅延行為等の禁止)

第 22 条 会員及びその役職員は、取引の受注に際して、利用者の取引の全部又は一部の注文を不当に拒否し、又は不用に遅延させてはならない。

- 2 会員及びその役職員は、取引の受注に際して、当該取引に基づく債務の全部又は一部の履行を不当に拒否し、又は不用に遅延させてはならない。

(不正取得の禁止)

第 23 条 会員及びその役職員は、取引の受注に際して、利用者が保有する金銭、仮想通貨その他の財産又は証拠金を虚偽の取引価格及び取引数量を利用することその他

不正の手段により取得してはならない。

(空売りの禁止)

第 24 条 会員は、自らが相手方となる取引に関して、原則として、自社が現に保有する仮想通貨並びにカバー取引及び借入契約の締結その他の当該仮想通貨の受渡しを確実にする措置が講じられている仮想通貨の合計量を超えて、利用者に対して、当該仮想通貨の売却又は他の仮想通貨との交換を行ってはならない。

(名義貸しの禁止)

第 25 条 会員は、自己の名義をもって、他人に取引を行わせてはならない。

(自己の計算による不公正取引の防止)

第 26 条 会員は、継続的かつ反復して利用者同士が当事者となって取引が成立する仕組みに係る取引を提供する場合において、会員が自己の計算で当該取引に参加するときは、かかる取引を行う部門の役職員が利用者の注文等に係る情報を利用して不適正な取引を行うことを防止するために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- 2 会員は、利用者から仮想通貨関連取引の注文を受け、当該注文に係る仮想通貨の当該取引を成立させる前に、自己の計算において当該仮想通貨と同一の銘柄の仮想通貨関連取引を成立させることを目的として、利用者の注文より有利な価格(同一価格を含む。)で仮想通貨関連取引を行ってはならない。

(合理的根拠の無い事実の流布等)

第 27 条 会員は、仮想通貨の売買等のため又は仮想通貨(仮想通貨の指数を含む。以下、本条において同じ。)の価格の変動を図る目的のために行う次に掲げる行為を行ってはならない

- イ 行為者が直接経験又は認識していない合理的な根拠のない事実を不特定多数の者に流布すること。
  - ロ 他人を錯誤に陥れるような手段を用いて詐欺的な行為を行うこと。徒に他人の射幸心をあおるような言動を行うこと。
  - ハ 暴行又は脅迫を用いること。
- 2 会員は、仮想通貨の価格に人為的な操作を加え、これを変動させる行為として次に掲げる取引を行ってはならない。
    - イ 仮想通貨の売買等について他人に誤解を生じさせる目的をもって行われる権利の移転、金銭の授受等を目的としない仮装の取引
    - ロ 仮想通貨の売買等について他人に誤解を生じさせる目的をもって行われる第三者との通謀取引
    - ハ 他人を仮想通貨の売買等に誘引する目的で、当該売買等が繁盛していると誤解させる目的をもって行われる仮想通貨の売買等に係る現実の取引
    - ニ 他人を仮想通貨の売買等に誘引する目的で、仮想通貨の価格が自己又は他人の市場操作によって変動する旨を流布させ、又は重要な事項につき虚偽又は誤解を生じさせる表示を故意に行う取引
    - ホ 仮想通貨の価格を釘付けし、固定し、又は安定させる目的をもって行う一連の仮想通貨の売買等に係る取引

附則

この規則は、2018年10月24日から施行する。



## 受注管理体制の整備に関する規則ガイドライン

(2018年 7月30日 制定)

### 第1条関係

本規則において「会員」とは第一種会員を指します。

また、本規則の主たる適用対象となる「仮想通貨の売買等」は、①仮想通貨の売買又は交換（仮想通貨又は決済資金の貸借を伴う仮想通貨の売買又は交換を含みます）、②仮想通貨又は仮想通貨指数を利用したデリバティブ取引、③①及び②の媒介（競争売買取引又はマーケットメイク方式取引により利用者間又は利用者とマーケットメイカーとの取引の媒介を含む。）を指し、①から③に係る利用者による仮想通貨の売買等の注文受付業務及び約定処理業務が本規則の主たる適用対象となります。

ただし、上記以外の仮想通貨関連取引についても、当該取引によって利用者に生じ得るリスクの内容に応じ、本規則の定めに従って適切な受注管理を図る必要があります。

### 第2条関係

会員が、競争売買取引やマーケットメイク方式取引を通じて継続的かつ反復して利用者同士が取引を行うことができる仕組みの取引を提供する場合において、会員が、自己勘定で当該取引に参加する場合には、本規則における「利用者」の中に会員の自己勘定が含まれることに注意してください。

### 第3条第4項関係

受注管理に関わる人員体制については、オンラインビジネスを念頭に置いた上で、3つの防衛線の考え方を前提に、受注管理部門を第1線、取引検知部門を第2線、内部監査部門を第3線として規定しています。オンラインビジネスにおいても、コールセンターなどを利用して受注を行う場合には、このコールセンター等の部署も本規則上では受注管理部門と見なします。対面営業を中心とする場合には、いわゆる営業部門を第1線、事務処理を担う部門を第2線とし、取引検知部門に求められる機能をこの第2線上の業務に組み込んだり、また、小規模の会員においては、例えば、第2線とする取引検知部門を内部管理業務ラインの業務の一部に組み入れて、3つの防衛線を構築することも可能であるなど会員の業容や規模に応じた態勢整備が否定されるものではありません。

### 第8条第1項関係

タイムスタンプのある注文伝票は、注文操作などによる取引価格や数量の操縦行為を検知する材料となるほか、例えば約定の訂正や取消しなどの処理時においても、元々の受注と照らし合わせることにより内部不正や誤謬を防ぐ効果や注文受付から約定処理までの業務が正常に稼働していることを効率的に点検するための有効なツールとなるため、7年間の保管を義務として設定しています。

### 第8条第2項関係

システムを介して自動的に注文を受け付ける場合には、受付担当者名を記録する必要

はありません。受注用に複数のサーバーを設置するなどの場合には、受注経路を明らかにするためのサイン（例えばサーバーの番号など）を記録することが有効です。なお、注文を強制入力する場合には、当該強制入力を行った者の氏名を記録する必要があるほか、第9条第4項及び第5項の強制入力に係る手続き等の措置を講ずることが必要です。

#### 第9条関係

訂正伝票については、第8条に規定する注文伝票と対を成すものとなります。このため、両者を一体の伝票として記録・保管することができます。

#### 第10条第1項関係

適正な取引を維持するためには、突発的な大量注文など、混乱をもたらす注文を、ある程度、回避する必要があります。発注（会員側から見た場合は受注）制限をあらかじめ定め、運用することは、値付けの安定化、相場操縦の予防、未済リスクの軽減、マネー・ローンダリング対策上の観点など、多面的効果があります。なお、第1項各号は制限方法としての例示であって、必ずしも同じ措置を講ずることを求めるものではありませんが、各会員の実情にあわせて、効果的な方法を取り決め、運用することが肝要です。

#### 第10条第2項関係

大口の利用者などによる基準量を上回る受注が見込めるなどの場合には、あらかじめ定めた手続きに従い、管理者の承認をもって受注することができます。ただし、一般の利用者の適正な取引環境をみだりに乱すことのないように注文を執行するなど、慎重な取扱いが求められます。

#### 第13条第1項関係

実勢価格とする値の提供元については、会員各社が適当と判断する提供者とします。例えば有力な情報ベンダーが提供する値や当該仮想通貨の取扱いが最も多いと見込まれる同業者などが提供する値を用いることやそれらの情報提供元のデータを取り混ぜて監視用の値を抽出し使用することも支障はありません。ただし、情報提供元自体がミスレートを発信することや異常な取引価格の影響を受けた値を発信する可能性についても留意する必要があります。

競争売買取引を行う会員においても、取引が適切に行われているか監視することは、金融事業者としての責務であると考えられます。したがって、自社市場の価格が、実勢価格から著しくかい離する場合には、利用者に注意喚起をし、あるいは一時的に取引の制限を施す判断を要する場面があり得ますので、価格を監視する場合のベンチマークとする実勢価格を設定し、利用することが必要です。

自社の管理する競争売買取引やマーケットメイク方式取引に基づいて成立した取引の価格（以下「参照価格」という。）を用いて利用者との相対取引価格を決定する場合には、より一層、参照価格が異常を来すことのないように、実勢価格とのかい離のモニタリングを強化し、参照価格と実勢価格とのかい離の抑制に努める必要があるものと考えます。

ホワイトラベルなど、他の事業者と約定等の管理を委託する会員においては、自ら実

勢価格を定めた上で、委託先事業者の決定する価格をモニタリングし、異常事態を検知したときには委託先事業者に、その是正を求めることが望まれます。しかしながら実勢価格を自ら定め、モニタリングするためには相当の経営資源を投下する必要があり、現実的な対処が困難となる場合があります。このような場合には、自らが実勢価格を用いて委託先の決定する取引価格を監視することに代わり、委託先事業者におけるモニタリング及びその対処状況に係る報告を、当該委託先事業者から定期的に及び適宜に受けることが求められます。

#### 第 13 条第 2 項関係

自ら取引価格を決定する場合とは、店頭取引を指します。なお NDD (non-dealing-desk) など、実際上は自ら取引価格を決定せずに、カバー取引先によって実質的に取引価格が決定されるスキームである場合には、本項における「特定の第三者をして取引価格を決定させる場合」に該当します。ホワイトラベルにおける委託先事業者や NDD のカバー取引先が協会の会員である場合には、当該会員によって実勢価格とのかい離防止措置が執られているとすれば、当該委託元の会員及びカバー取引を利用する会員は、必ずしも自ら直接かつリアルタイムで取引価格と実勢価格とのかい離を監視する必要はありません。

一方、委託先事業者や NDD のカバー取引先が協会の会員以外の者である場合には、当該会員以外の者によって実勢価格とのかい離防止措置が講じられているのかを確認し、当該措置が講じられている場合には、その運用状況を定期的に確認する必要があります。また、上記措置が講ぜられていない場合には、委託元の会員及びカバー取引を利用する会員自身が直接的に取引価格のモニタリングを行い、実勢価格とのかい離状況を監視しなければなりません。

なお、実勢価格とのかい離状況の監視業務自体を第三者に委託することは可能です。

#### 第 14 条関係

価格の急変時には利用者への注意喚起を行うほか、サーキットブレーカー制度や呼び値制限など、利用者への情報の浸透度合いや利用者にとって冷静な判断を求めるために必要な受注や約定を一時的に制限する制度を採用し、実際に運用することが必要であると考えられます。具体的な方法については、第 1 号から第 3 号に掲げる方法に限られるわけではなく、会員の創意工夫によって、本条の趣旨に適った方法を採用することができるものと考えます。ただし、価格急変時の一時的な対応だからといって、会員自身が故意に価格を操作することや、例えば特定の価格方向に利用者を誘導しようとする行為は、取引価格に関与するものであり、その方法が直接的か間接的かを問わず、好ましくない行為であると考えます。

#### 第 15 条関係

競争売買取引を行う会員は、受注価格及び数量情報となる注文伝票を注文の取引データの記録として取り扱うことができます。

マーケットメイク方式取引については、各マーケットメイカーが提供する価格情報全部を保存する方法と、マーケットメイカーの提供する価格情報のうち、利用者向けの取

引価格の配信に利用した価格情報のみを保存する方法が考えられます。

店頭取引の場合には、マーケットメイカーが示した全価格を保存する方法と会員が採用したカバー取引先を用いて得た利用者に提示する表示価格を保存する方法などが考えられます。

#### 第 16 条第 2 項関係

本項に示す「1分」は、停止や遅延の期間が1分以内であれば一律に障害として認識しなくとも良いとするものではなく、システムの運行が1分以上円滑に行われない状態が続いた場合には、理由の如何に関わらず障害として認識することを示したものです。したがって1分以内の事象であっても、システム障害として認識すべき場合があり得、その時には利用者への告知（1項）及びシステム障害報告の提出（3項）が必要となることに留意してください。

#### 第 16 条第 4 項関係

取引システムの安定性は、利用者の会員に対する信頼性の重要な要素と考えられます。したがって利用者が、各会員のシステム障害の発生状況を直接確認できる状態にすることが、会員のシステム安定性への意識を高め、業界全体の信頼性を高めるための有効な方法と考えます。

#### 第 18 条第 4 項関係

本項に類似する規定が「不適正取引の防止のための取引審査体制の整備に関する規則」（取引審査規則）第8条第1項第2号にあります。本項は、利用者からの個々の受注場面において、虚偽の説明を用いて利用者を誘い込むことを禁止するものです。他方、取引審査規則では、個々の受注場面に限定せずに、相場の人為的操作を目的とした取引全般を禁止するものです。

#### 第 19 条第 1 項関係

本項の規定は、会員の役職員が、利用者の注文を会員に届けず、役職員自身が相手方となって利用者に会員との取引が成立したかのように装う行為を禁止するものであって、会員自身が利用者の相手方となって取引することを禁止するものではありません。

#### 第 19 条第 2 項関係

本項は、会員自身が利用者の相手方となって取引する場合に、利用者に事前にその旨を明示し、その同意を得なければならないことを規定しています。

例えば競争売買取引を利用者に提供するときに会員自身が注文を差して約定を図る場合やマーケットメイク方式取引を提供するときに会員自身がマーケットメイカーに加わる場合には、結果として利用者と相対して取引を行ったこととなるので、そのような事態が有り得る場合には、あらかじめ利用者に説明し、その同意を得る必要があります。この場合、契約締結前交付書面などにその旨の説明を記載し、口座開設時の一連の手続きにおいて利用者が説明内容を確認した旨の同意を取得するなどの方法が考えられます。

## 第 20 条第 2 項但し書関係

例えば、いわゆる逆指値やシナリオ注文などについては、利用者がその判断要素をあらかじめ設定して注文することから、会員によって不適正な約定処理が行われる余地は少なく、但し書の要件を充足するものと考えられます。また、注文条件の一部については会員の判断に委ねるものとする注文については、当該注文の受付に関する社内規則を設け、適正に執行するための業務管理態勢をもって、受注管理責任者の事前承認と事後確認を確実に行う場合には、但し書の要件を充足するものと考えます。なお、仮想通貨の売買等に関し、金融商品取引法に規定する投資一任業務に類する業務をもって行う場合には、内部牽制態勢を確保するため、当該業務を行う部門を本規則に関わる部門とは隔離する必要があるほか、当該業務を行うことが法令等に抵触しないことを会員の責任をもって確認する場合には、但し書の要件を充足するものと考えられます。

## 第 21 条関係

「特別の利益」は、金銭や仮想通貨、その他の金品に限りません。

利益の供与又は保証を受ける者には、利用者のほか利用者が指定した第三者が受ける場合も含まれるほか、会員が第三者をして特別の利益の提供等を約させ、又はこれを提供させる行為も本条の禁止行為に含まれます。

また利益供与又は保証については、予め定められた金額等に基づいて行われる場合のほか、取引の結果として生じた利益の不足や損失の補てんを行う場合を含みます。

なお、本条は、会員の責に帰すべき事由により生じた利用者の損害を補てんする行為を妨げるものではありません。

## 第 24 条関係

会員が利用者からの注文を受けて自らが相手方となる取引が成立した場合、これに対するカバー取引の成否にかかわらず、会員は、利用者との間に成立した取引に基づく履行義務を負います。

また、会員がカバー取引を行う場合には、カバー先に対する与信管理や該当する仮想通貨に係る流動性リスクを適切に管理する必要があります。他方で、利用者に販売する目的で仮想通貨の在庫を自己保有する場合には、当該仮想通貨に係る市場リスク、オペレーショナルリスク（ハッキングリスク等を含む）、流動性リスク等を負担することになりますので、これらのリスクを適切に管理する必要があります。

会員が、その立場を利用し、利用者を相手方として空売りを故意に用いて取引を成立させてはなりません。ただし、あらかじめ用意した現物仮想通貨の数量がマリー（利用者との間で生じた相対するポジション）を計算してもなお一時的に不足する事態が生じた場合には、速やかにポジションを均衡化させるための取引を行う相手方（いわゆるカバー取引先）との間でカバー取引を行い、後述する期限までに受け渡すべき仮想通貨の不足状態を解消する場合には、本条の例外として認められるものとします。ただし、カバー取引が必要な状態であるかの確認については、少なくとも 1 日当たり 4 回以上行うものとし、カバー取引が必要であると判断した場合には、次の確認を行うまでの間にカバー取引を実行する必要があります。

カバー取引を行い取得した仮想通貨については、カバー取引が必要と判断した時点の翌営業日中を期限として、利用者資産を管理するウォレットに収納するものとします。

なお、受け渡すべき仮想通貨の用意なく、また、カバー取引を円滑に行うことができない状態にあって、利用者との約定処理を優先した結果、空売り状態となった場合は、会員自身が相場を操縦して価格を支えているとみなされる可能性があります。また、決済時点までに必要な仮想通貨を調達することができずに利用者との間で未済を生じさせる可能性があるほか、未済状態のまま価格が急変した場合には、財政上の危機が生じることもあり得ます。いずれも禁止行為又は不適切な事象に該当することに十分留意する必要があります。

なお、会員が「現に保有する仮想通貨並びにカバー取引及び借入契約の締結その他の当該仮想通貨の受渡しを確実にする措置が講じられている仮想通貨」には次の仮想通貨が含まれます。

① 会員が借り入れた仮想通貨

(※) あらかじめ会員がロケート契約（仮想通貨の借り入れ予約契約）を締結し、借り入れる仮想通貨を含みます。

② 買い付けた仮想通貨であって、その決済を結了していない仮想通貨の売付けを行う取引のうち、当該買い付けた仮想通貨により当該売付け取引の決済を行う取引

③ 会員が貸し付けている仮想通貨の売付けであって、その決済前に当該仮想通貨の返還を受けることが明らかな場合における当該仮想通貨の売付けを行う取引

#### 附則

このガイドラインは、2018年10月24日から施行します。